

千曲市公共物自営工事等帰属承諾書

年 月 日

（あて先）千曲市長

住 所
氏 名
担当者
連絡先（電話）

千曲市公共物管理条例施行規則第 14 条（第 15 条）の規定により公共物の自営工事の完了後は、下記の施設及び工作物については、無償で市に帰属することを承諾します。

自営工事の場所	公共物の種類	(1) 普通河川等（河川等名 (2) 認定外道路 (3) その他（
	場 所	千曲市 番地先
敷地、施設または 工作物の規模		
その他		